



2024年4月12日 (金) 第143号

国連経社理特別協議資格NGO
 国際人権活動日本委員会
 〒170-0005東京都豊島区南大塚
 2-33-10 東京労働会館 1F
 tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
 e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

国際人権の初級学習のさらなる強化を

議長 鈴木 亜英

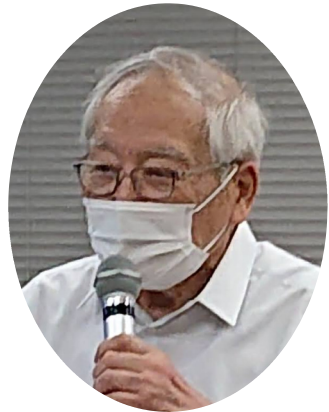
私たちは長年にわたり国際人権規約の充実した実施を求めて努力してきました。私たちの国際人権活動日本委員会を最初から強力に推して下さっていた山口弘文初代事務局長が亡くなっていることが分かりました。山口さんは国連経済社会理事会の特別協議資格を得て当会の立ち上げに努力されました。当委員会が現在のビルの一室を安心して使えるようになったのも山口さんのご努力があつてのことです。

私たちはこれまでの山口さんのこのご努力に感謝を申し上げるとともに、今後の委員会の更なる発展をお誓い申し上げたいと思います。

さて、当委員会は今年で31年が経ちました。会が支援する活動も徐々に根付いており、今後の発展も見込まれます。

国際人権活動の発展を目差して出発した初級学習会も8回を終え、まだ参加者の人数が多いとは言えませんが着実に根付きつつあることを実感します。しかしながら、「初級」とはいえ、私たちには学習のレベルも高いものが求められますので、切磋琢磨してなるべく早くそうした水準を身につけたいものです。

これまでに以下のようなテーマで学習会をしてみました。



- 第1回 2018. 6. 15 「国際的人権保障の仕組み・どうなっているの？」
講師 前田 朗 (東京造形大学教授)
- 第2回 2018. 9. 28 「自由権・社会権ってなあに？」
講師 新倉 修 (青山学院大学名誉教授)
- 第3回 2018.12. 10 「人権条約の使い方、生かし方、どうやれば？」
講師 小池振一郎 (弁護士)
- 第4回 2019. 4. 19 「ILO条約と働く者の権利」
講師 布施恵輔 (全労連・国際局長)
- 第5回 2019. 7. 26 「国際人権条約から見た女性差別問題」
講師 申恵丰 (シンヘボン 青山学院大学法学部教授)
- 第6回 2019. 11. 8 「国際人権条約から見た朝鮮学校問題」
講師 朴金優綺 (パクキムウギ 在日本朝鮮人人権協会)
- 第7回 2020. 11. 13 「日本の司法制度の現状を改めて問う」
講師 新倉 修 (青山学院大学名誉教授)
- 第8回 2023. 7. 28 「難民問題と改正人権法を問う」
講師 新倉 修 (青山学院大学名誉教授) / 当事者
- 第9回 2024. 4. 12 「ビジネスと人権」 (8ページ参照)
講師 笹山尚人 (弁護士・東京法律事務所)

当面の日程

■ 第3回幹事会

- ・4月22日 (月) 18時30分～
- ・東京労働会館 5階会議室

■ 第3回代表者会議

- ・5月20日 (月) 18時30分～
- ・東京労働会館 5階会議室

当会の学習会にご希望やご意見をお寄せ頂ければ幸いです。

第27回総会

国際人権活動日本委員会第27回総会は昨年12月2日（日）、13時から東京地評の地下会議室で開催されました。

総会に先がけ、ミニ学習会が企画され「袴田事件再審開始と死刑制度廃止問題」と題して、新倉修氏（青山学院大学名誉教授・弁護士）が30分の講演を行いました。（講演の内容は4ページを参照）



新倉修代表委員のあいさつ

総会の冒頭、コロナ感染のため急遽欠席となった鈴木議長に代わり、新倉修代表委員が議長代行として挨拶を行い、「袴田事件の再審が佳境に入っている。検察は相変わらず有罪に固執している。唯一の証拠としている血痕の鮮明度へのこだわりや、履けないズボンを本人が自ら味噌樽に隠すなど荒唐無稽な検察の主張が崩れ去ることは時間の問題だろう」「あらゆる生活の場面で人権は活用されている。その活動の手引きとして、藤田早苗さんの本（武器としての国際人権）を紹介したい」などと述べ、総会での活発な議論を呼び掛けました。



松田事務局長の報告

続いて、事務局長により2023年度の活動が報告され、砲火が止まないロシアのウクライナ侵攻に加えて、新たにイスラエル軍によるガザ地区への苛烈な報復攻撃により、再び世界を対立の時代に戻しかねない情勢の中、「安保3文書」の撤回、「入管法改正案」への抗議、「パレスチナにおける武力紛争」の即時中止など、戦争反対や人権尊重を訴えた声明文の発表、そして国連人権機関へ

の取組みとして、自由権規約第7回日本審査で出された総括所見や人権理事会・UPR第4回日本審査について報告しました。また、人権デー3省要請行動の報告と今後の課題や3年ぶりに開催された国際人権入門講座（テーマ：難民問題と改正入管法を問う）、そして日本航空解雇問題や「日の丸・君が代」強制問題などの争議・裁判支援の報告を行いました。2024年度の取組みと課題として、現在、日本が悪政の継続か格差・差別と分断の克服かという大きな岐路に立っているとの観点から、私たちの活動は今こそ憲法前文が掲げる理念の達成を目指すことを確認しました。人権デー3省要請行動では、長年に渡り人権侵害を訴え続けながらも未だ解決に至っていない問題、同時に、度重なる国連勧告が出されながら「法的拘束力がない」として政府が誠実に対応しない問題など、国際人権規約に基づく粘り強い追及を確認しました。また、日本委員会の宣伝活動として、「国際人権入門講座」の開催に向けての積極的な取組みを提示しました。次回、第9回講座の開催は4月となりました。その他、国連人権機関への取組みとして、個人通報制度の早期批准、自由権規約委員会やUPRから出された勧告の実施に向けての取組みに



活動報告する松田純一事務局長(右)

第27回総会

ついて、また、様々な人権侵害問題に対する日本委員会の積極的な係わりを表明しました。最後に、これらの取組みのためにも、新会員の獲得に励み、健全な財政の確立が何よりも重要であることが確

認されました。その後、決算報告と次年度予算の提案があり、会計監査報告と続いて休憩に入りました。



決算報告する大坂正さん

参加者の発言から



新井史子さん

総会の後半は、参加者7名からの訴えあるいは取り組みが報告され、新井史子さん（東京・教育の自由裁判をすすめる会）は自由権規約第7回日本審査「総括所見」で示された”画期的な勧告”の意義を詳しく説明し、竹内修さん（国連に障がい児の権利を訴える会）は性教育の問題で国連に働きかけを行っており、CCIU（ILO/ユネスコ勧告実施市民会議）は10月にガイドブックを発行したなどを報告しました。大谷邦孝さんは（元銀産労）は税理士会セクハラ・パワハラ裁判の経過と今後の裁判日程を訴え、本多ミヨ子さん（首都圏移住労働者ユニオン）は出入国管理庁から発表された2022年度の在留外国人統計を解説し、永住者が1番多くの割合を占め、政府は「移民政策をとらない」と言うものの、実態はすでに日本は移民社会だと指摘しました。また野宿を続



吉田典裕さん



竹内修さん

けていたコンゴからの難民申請者たちが、無事にシェルターに保護されるまでの経緯を報告しました。吉田典裕さん（出版労連）は人権機関に対する日本委員会の今後の取り組みは、自由権規約第7回日本審査の模様の報告、教科書検定に付随して低く抑えられている教科書の価格問題などの意見を述べ、生江尚司さん（日本国民救援会）は袴田再審裁判の今後の状況について報告を行いました。石賀多鶴子さん（JAL争議団）は現在進行中の都労委での審査状況の報告と早期解決を願って参加者に対して更なる強い支持を求めました。



石賀多鶴子さん

最後に議案書は賛成多数で採決され、役員選出の後、総会アピール文が読み上げられ、吉田幹事の閉会の挨拶にて16時30分に総会を閉会しました。



総会に参加されたみなさん

人の命は全地球の重さより重い

新倉 修 (青山学院大学名誉教授)

頑として情報をださない

今日は重いテーマで話することになり、なぜ重いかという「人の命は全地球の重さより重い」ということだ。死刑は皆さんに関係がある。主権は国民にあるので主権者が死刑制度を容認しているので、死刑執行を主権者が行政府、とりわけ法務大臣に委ねている。法務大臣がサインをしない限り、死刑は執行されない。死刑は判決が確定してから6か月以内、執行命令がでてから3日以内となっている。命令書が出るのは法律の条文通りではない。それはいいことだが、袴田事件は長い間入れられたが、それよりも長い人もいる。死刑確定者が10年や20年も入っていることは堪えがたいことだ。閉ざされた空間の情報を皆に提供することで、拘置所に刑事施設視察委員会が入って、中を詳しく調べたり、収容者から意見を聞いたり、職員に面接したりしている。東京拘置所や大阪にもあるが、頑として情報をださない。死刑確定者からの要望書は受入れているが、この問題について話したいとか、収容されている状況を視察したいという、言葉がなくなっちゃう。これはとても形式論だが、刑事施設視察委員会は受刑者の処遇について権限はあるが、そもそも死刑確定者は受刑者じゃないので、受刑とは処刑されることであって、受刑を待機している立場なので、受刑者と法律上、区別されているという。執行とは処遇ではないという。では何なのだ。でも国連の用語でいえば、処遇は取り扱いなので、死刑者がどのように収容されているとか、執行の場合に不当な執行がされていないか、そこでチェックする仕組みになっているので、明らかに法務省とか東京拘置所は言葉を勝手に定義して視察を拒んでいる状況だ。

まともな回答は返ってこない

実は死刑そのものは皆さんの名前で行われているが、報告がない。法律論では我々は権利者で、権利の報告を記者会見で胡麻化している。国民の負託を受けてこのように執行したと、報告しなければいけないのに、これは重い話などとして秘密にされている。メディアは被害者については報道するが、死刑の現状は分からない。極悪非道な人間の命を絶つのは悪いことではないのではないのか



として、誤解が生じている。世論のアンケートを取ると8割の人が死刑の存置に賛成しているとの結果が出ているので、文句あるかと国際人権の国連の場でも言っている。日本が批准している自由権規約では死刑は廃止しろとは書いてはないが、残虐な執行をしたり、不公正な手続きで執行してはいけないと条文に書いてある。また、死刑存置の場合でも、出来るだけ対象になる犯罪は限定しなさいと言っている。それに対する応答は芳しくない。そしてとても抽象的でまともな回答は返ってこない。

裁判員には秘密保守義務

死刑になるような事件は国民が参加する裁判員裁判で裁かれるので、抽選に当たって裁判にあっている人は、検察官が死刑といったら、その問題に向き合わねばならない。例えば、相模原のやまゆり園事件では、19名が殺害された稀有な事件で、裁判員が6名いて、その内2人は法廷で証言は聞いているが、協議の時に辞めてしまったので、補足の人が協議に加わった。辞めた人は死刑賛成かどうかははっきり分らないが、「あの人の命を絶たないと正義は貫徹できない」位の強い気持ちがないとできないなどと、気にしていたのではないのか。

死刑事件に関わった人はどういうことが話し合われたか、人に言うてはいけなくなっている。協議の秘密保守義務がある。これはとても重い。

日本は型破りの国

「私は反対したのに」とか、「あの人はこう言った、ああ言った」と言うてはいけなく縛りがある。世界はどうか。事実上、死刑を廃止している国は140以上ある。国連に加盟している国は193か国あるので、その2/3近くになっている。アムネスティによると、実際に執行している国は20数か国しかない。先進国という括りでいうと、OECDに加盟している国では、アメリカ、韓国は1998年から死刑は執行していない。日本は型破りの国である。アメリカでは半分くらいの州で死刑は存置されている。その内8～10の州で執行されている。バイデンになってから、トランプと違って廃止すると言っていたので、連邦では死刑執行は止まっている。廃止するまでは言っていないが、死刑執行が正しいことだとは思っていない。イスラエルがハマスを攻撃することは正しいと言っているが、出来るだけ人道的に扱うようにも言っている。

戦争とか死刑とか生命の問題は重いということであり、それを尊重しようとする機運はアメリカ国内では強い。さらにイスラエルは死刑を廃止している国である。

英国大使の講演

死刑執行はないというのは世界的な趨勢で、人道的な刑罰ということは国連でも色々な会議を通じて様々な働きかけを行っている。

今、日本に140か国位の大使がいる。その中で注目するのは英国大使のロングボトム氏で、彼女は日本語が上手で、先日も死刑問題で30分、基調報告を日本語で原稿も見ずに次のように講演した。「日本と英国はとても良い関係にあります。

共に基本的な価値を共有している。民主主義とか基本的人権とか法の支配とかではまったく同じだ。しかし残念なことに日本は死刑を執行している。これはとても気掛かりです。もし日本が死刑を廃止したら、両国の関係はもっと良くなるでしょう。それを信じています。」個人の見解だろうと言う声に対して、「私は政府と違う話はしていない」を毅然と反論した。

死刑廃止について、2016年に日弁連で廃止を決めたが手間取っている。廃止するには法律を変えなければならない。法律を作るのは国会なので、国会議員つまり与党が動かなければならない。これが大変だ。杉浦自民党議員が法務大臣の就任の時、死刑反対の立場を表明したら、後になって会見をもう一度開いて、「慎重に行う」と言い直した。千葉大臣は死刑廃止から死刑の執行に立ち会った。同じく民主党政権時の平岡大臣は内閣改造を理由に大臣を辞めさせられた。これ位に法務省は死刑存置に固執している。その人たちに死刑は人道に反している、人権の侵害だ、先進国ならば死刑を廃止すべきと、一歩踏み出すために仕掛けが必要だ。

死刑は廃止できる

死刑を公約に掲げると必ず当選できないと言うジンクスがあるので、選挙民の動向が気になる。しかし、死刑がいかに残虐な刑罰であるかとみんなに伝えて行くことが大切だ。死刑は廃止できるので、みんなが声を上げることが大切だ。

レジュメにあるポスターは映画「月」のポスターです。やまゆり園事件を題材に死刑の問題、人を殺すことはどういうことなのか、を突き詰めた映画です。とても感動しました。生命の問題を色々な角度から議論しなければならない、と考えさせられる深い映画だ。

国際人権デー 3省（法務省・外務省・文部科学省）要請行動

法務省要請行動の報告

2023年12月11日（月）

1948年12月10日に世界人権宣言が国連総会で採択され、昨年は記念すべき75周年を迎えての人権デー・3省要請行動でした。団長には体調不良で不参加となった鈴木議長に代わり、新倉修代表委員が務め、それぞれ3省において約1時間の要請を行いました。

最初に法務省を訪ね、新たな担当者となった荒屋亮・法務省大臣官房国際課補佐官が我々要請団（8名）を迎え、事前に提出していた要請書に基づく回答と反論が交わされました。

（外務省と文科省への要請行動の報告は次号にて）

要請項目1～2

要請項目1（個人通報制度の早期批准）に関して、法務省は、「注目すべき制度と考えており、

外務省と必要な協力を行っている」と従来の回答を繰り返し、要請項目2（国内人権機関の設立）については、「人権救済制度の問題として、子どもや女性、また障害者やアイヌの人たちに対して、個別に人権課題について法律を制定するなどの対

応をしている」と回答。

◎ 要請団は、「法務省は全体を見て人権擁護に当たる訳なので、全体に対してもっと強い働きかけをするような取り組みを行ってほしい。また国内人権機関を作ろうとした時に、内閣の管轄の下に設置し、機関の独立性を担保した経緯があるので、待ちではなく、人権状況が世界から後退しているので、重要課題として取り組んでほしい」と反論しました。（新倉修）

要請項目3

要請項目3（死刑制度廃止に向けた世論喚起をはじめること）に関しては、「死刑の存廃については、基本的には国民感情、犯罪情勢、政治政策のあり方を踏まえて、各国が独自に決定すべき問題と考えている。死刑のあり方は我が国の刑事司法の根幹に関わる問題であり、多くの国民が参加して、幅広い観点から議論がなされることが切実であると考えており、議論の行方には関心を持って注視する」と回答。

◎ 要請団の反論は、「死刑制度廃止のアンケートについて、もう少し問い方を考えなければならない」（新倉修）「『やむを得ない』が80%だが、しかし、終身刑の導入で状況が変われば廃止しても良いのではないかと聞くと、39.9%の人が『それだったら死刑をなくしてもよい』と、約4割の人が答えている。もっと丁寧な進め方をすべきだ」（生江尚司/国民救援会）

要請項目4

要請項目4（人質司法を直ちに中止すること、と取り調べでの弁護人の立会い）についての回答は、「身体拘束について、法律上に厳格な要件や手続きが定められており、人権保障に十分配慮している。拘留は裁判官の審査を経て行われ、罪証の隠滅や逃亡の恐れの場合のみ認められている。」弁護人の立会いの件は「警察官や検察官の取調べの機能を大幅に損なう恐れがあり、弁護人が来るまで取調べができなくなる」など、多くの冤罪事件が起きている状況にも拘わらず、再発防止を考える兆しは全く見られなかった。

◎ 要請団の反論は、「弁護人の立会いは欧州のみならず、東アジアを見ても韓国、台湾、モンゴルで既に行われており、カルロス・ゴーンが日本の『人質外交』から逃れるために逃亡して以来、海外では日本の司法制度に対する疑念が広がっており、イギリスでは日本への容疑者の引き渡しを拒否している姿勢を見せている」（生江尚司/国民救援会）



法務省前にて

要請項目5～6

要請項目5と6（自由権規約委員会・第7回日本審査の総括所見で示された法務省の所管に関するパラグラフへの対応）については、「実情を踏まえ、諸関係省庁と連携して対処する。外務省からの開示先が記載されている訳なので、各法律の所管するそれぞれの省庁に聞いてほしい」との回答。

◎ 要請団は、昨年のお返答との矛盾点を指摘するなど、誠意ある対応を求めました。（花輪紅一郎/東京・教育の自由裁判をすすめる会）

要請項目9

要請項目9（日本航空が強行した整理解雇事件に関し、裁判で確定した不当労働行為に基づき解雇無効と認定し、日本航空に対して被解雇者を復職させるよう指導すること、さらに整理解雇の人選基準に年齢と病歴があったことが、人権侵害と捉えないのか）については、「これらの個別の事件なので法務省として答える立場ではない」と回答を拒否。

◎ これに対して要請団は、「解雇は有効かの質問に対して、議論しない、議論させないとの態度は極めて不誠実だ。現在、私たちは当時、使用者性があったとする国土交通省に交渉するよう言っているが、彼らは拒否している。都労委にも申し立てをしているが、国土交通省だけでは（交渉が）足りないのかなと思わせる発言だった。人権というものが、この要請項目のテーマになっている。極めて後退している人権感覚だと思う。解雇有効とする裁判所の判断を見直すこともしないと、極めて不当な態度である」と抗議しました。（和波宏明/JAL争議団）